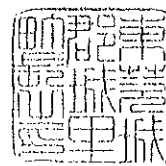




城里総第36号
令和2年2月17日

城里町議会議長 小坪 孝 様

城里町長 上遠野 修



記録提出請求による資料の提出について

平成30年10月30日付け城里議発第64号で資料提出請求のありました下記の資料について、別添のとおり提出いたします。

記

1. 平成29年度スポーツ振興くじ助成事業関係文書
「平成29年度スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令について」
(令和2年1月30日付け 日ス振支企第195号)

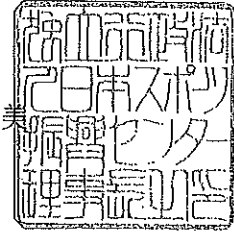


町長	副町長	課長	課長補佐	係長	課員

日ス振支企第195号
令和2年1月30日

茨城県城里町長 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和美



平成29年度スポーツ振興くじ助成に係る
是正のための措置命令について（通知）

平成30年2月23日付け日ス振支企第220号において変更交付の決定が行われた標記の助成（以下「本件助成」といいます。）に係る事業「城里町民センター（仮）サッカー場整備事業」（以下「本件助成事業」といいます。）について、以下のとおり通知します。

当センターは、平成30年3月30日付け城里財第87号として貴町から提出を受けた平成29年度スポーツ振興くじ助成金に係る実績報告書に基づき、これまで1年以上にわたり、本件助成の対象であるグラウンド（以下「本件グラウンド」といいます。）の利用実績等に照らして、本件グラウンドの使用が本件助成の申請内容に合致しているか否かの確認を行ってきました。

ご承知のとおり、上記の本件助成の申請内容は、本件グラウンドを「地域住民の身近なスポーツ活動の場」（独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第2条第1項、別記2の2（2））として利用すること、より具体的には、貴町が提出した事業計画書に記載されているとおり、「少年から高齢者までがスポーツ・レクリエーション活動を行う」ことを目的として本件グラウンドを利用することを意味するものです。すなわち、本件グラウンドは、原則として、貴町の地域住民によって利用されるべきものであり、プロのスポーツクラブなどが本件グラウンドを恒常的又は継続的に利用することは本件助成の趣旨からしても認められません。

しかし、当センターのこれまでの確認作業により、次の①～⑤の状況が確認されており、本件グラウンドについては、本件助成の申請当初からプロスポーツ用の練習場としての使用が想定され、また、実態としても、プロスポーツ用の練習場としての使用が常態化していることから、「地域住民の身近なスポーツ活動の場」としては利用されていないものと判断せざるを得ません。

- ① 水戸ホーリーホック（以下「FC水戸」といいます。）が1週間に5日から6日程度本件グラウンドを利用している状態が、本件グラウンド開設当初から継続していること。
- ② FC水戸の本件グラウンド利用時間帯が午前中（主に午前10時から正午前後）に集中しており、FC水戸以外の者による午前中の利用がほとんどない状態が、グラウンド開設当初から継続していること。
- ③ FC水戸が本件隣接グラウンドを利用する場合に、そのほとんどの利用時間帯において、FC水戸が本件グラウンドを同時に利用している状態が、平成31年1月から同年4月までの少なくとも4か月間継続していること。
- ④ FC水戸のJリーグクラブライセンスに係る申請においては、FC水戸の主なトレーニング施設として、本件グラウンド及び本件グラウンドに隣接するグラウンド（以下「本件隣接グラウンド」といいます。）を合わせた「2面」が申請されていること。また、これらのグラ

ウンドは、FC水戸による「優先利用」として申請されていること。

- ⑤ 貴町とFC水戸との間の平成30年2月9日付け「グラウンドの使用に関する契約書」において、FC水戸が、貴町に対して、本件グラウンドの利用対価として、利用回数に応じた従量制の料金ではなく、本件グラウンド及び本件隣接グラウンドの年間の占有料として固定額の料金を支払うものとされており、FC水戸からの聴取結果によれば、実際にも、当該年間占有料が支払われていること。

以上のことから、Jリーグに所属するスポーツクラブであるFC水戸が、本件グラウンドと本件隣接グラウンドを分けることなく、これらのグラウンドを一体として利用することを前提とした契約形態のもと、恒常的・継続的にこれらのグラウンドを利用しており、「地域住民の身近なスポーツ活動の場」としては利用されていないものと判断せざるを得ません。本件助成事業については、本件助成の要件を欠き、助成金の交付決定の内容に適合しないものと認めますので、要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり、交付決定の内容に適合させるための措置を講じるよう命じます。

なお、当該措置が講じられなかった場合、本件助成については、要綱第15条第1項第1号に定める場合に該当するものとして、交付決定を取り消します。

記

1 是正のための措置の内容

- ① 今後、継続的に、FC水戸による本件グラウンドの利用頻度を年間平均週1回程度とすること。
- ② FC水戸より地域住民が優先的に本件グラウンドを利用することができることとなるよう、本件グラウンドの予約に係る手続き、システムその他の必要な事項（例えば、地域住民及び地域住民から構成される団体の予約受付期間は利用希望日の前々月初日から前々月20日までとし、FC水戸の予約受付期間は利用希望日の前月初日から前月20日までとするなど、地域住民が優先的に利用できる仕組みとすること。）を「2 措置の期限」までに整備すること。
- ③ 貴町とFC水戸との間で、上記①及び②の事項を確認することを内容とする協定書その他の合意書を締結し、当該協定書等の写しを「2 措置の期限」までに当センターに提出すること。
- ④ 地域住民の利用を促進するための施策（本件グラウンドの無料開放（地域住民に対して事前の予約なしで本件グラウンドの利用を認める時間帯を設ける施策）等）を、午前9時から正午までの時間帯及び午後1時から午後5時までの時間帯のそれぞれについて、今後、継続的に実施し、地域住民による本件グラウンドの利用実績を向上させること。
- ⑤ 本件グラウンドの存在、利用目的（あくまでも特定の団体の利用の為ではなく、町民のために本件助成を得て整備していること）、利用方法及び地域住民に対して本件グラウンドの利用を促すために必要又は有用なその他の情報（上記④の無料開放の実施に関する情報を含む。）を、貴町が運営するホームページ中の本件グラウンドの利用案内に関するページ及び貴町の広報誌「広報しろさと」（1か月に1回以上の頻度とする。）に掲載すること。また、上記の施策の実施を確認することができるホームページの画面及び広報誌の該当ページの写しを、「2 措置の期限」までに当センターに提出すること。
- ⑥ 毎月15日までに、前月の本件グラウンド及び本件隣接グラウンドの利用実績を示す資料を当センターに提出すること。

なお、利用実績を示す資料には、貴町において個人情報の保護に関する法令を遵守した上、毎日の利用者ごとの利用開始時間、利用終了時間及び利用人数（団体利用の場合には、当該団体名も含む。）を記載し、本件グラウンド予約時の利用申請書（団体利用の場合）及びグラウンド無料開放受付簿（個人利用の場合）の写しを添付しなければならない。

- ⑦ 貴町が上記措置の実施を怠った場合には要綱第15条第1項第1号及び同条第2項に基づいて本件助成に係る交付決定が取り消されることを確認及び了承する旨の書面を、令和2年2月28日（金）までに、当センターに提出すること。

2 措置の期限

令和2年7月31日（金）

※ 上記1③の協定書等の内容を確認した上で、協定書等の内容どおりにグラウンドが利用されているか、現地調査等により確認を行います。